

一関市議会 産業建設常任委員会 記録

会議年月日	令和4年6月20日(月)			
会議時間	開会	午後3時00分	閉会	午後4時18分
場 所	全員協議会室			
出席委員	委員長 小野寺 道 雄		副委員長 佐 藤 敬一郎	
	委 員 齋 藤 禎 弘		委 員 岩 渕 典 仁	
	委 員 岡 田 もとみ		委 員 小 山 雄 幸	
	委 員 千 田 恭 平		委 員 千 田 良 一	
遅 刻	遅 刻 なし			
早 退	早 退 なし			
欠席委員	欠 席 なし			
事務局職員	主任主事 伊藤悠子			
紹介議員	なし			
参 考 人	千葉 三七子氏			
出席説明員	なし			
本日の会議に 付した事件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請願審査 請願第1号 居住地区(団地)における治水に関する請願			
議事の経過	別紙のとおり			

産業建設常任委員会記録

令和4年6月20日

(開会 午後3時00分)

委員長 : ただいまの出席委員は8名であります。
全員の出席ですので、これより本日の委員会を開会します。
本日の委員会には参考人の出席を求めました。
録画、録音、写真撮影を許可しておりますので御了承願います。
本日の案件は、御案内のとおりです。
請願第1号、居住地区(団地)における治水に関する請願についてを議題とします。
暫時休憩いたします。

(休憩 15:01~15:10)

委員長 : 委員会を再開します。
本日は、審査に当たり請願者の千葉三七子さんを参考人として出席を求めました。
早速でございますが、参考人に対する質疑に入ります前に、千葉さんから簡単に自己紹介と、請願の説明をお願いいたします。

参考人 : 一関市滝沢字鶴ヶ沢地内における治水に関する請願に際し、産業建設常任委員会におきまして説明の機会を頂き、お礼申し上げます。
私は、今般請願の代表提出者、千葉三七子と申します。
請願の要点につき、御説明申し上げます。
請願は、鶴ヶ沢地内居住地区私道などの雨水が特定の個人宅に流入し、水災害が発生していることから、公的な防止対策を講じていただきたいこと。
この抜本的改革のためには当該私道の、わだちの解消、側溝の整備が必要であるため、一関市道として認定の上、必要な措置を講じていただきたいことを、趣旨とするものであります。
私並びに請願署名簿に署名の地域住民は、行政当局の道路管理課長に対し、私道を一関市道と認定して整備くださるよう要望してまいりましたが、民有地であることから所有者または使用者での対応をするよう、説明を受けております。
市の定める規定に基づき、市長が、民有地である私道を一関市道と認定した上で必要な整備をしてくださるよう、お願いしているわけですが、その声に対し、民有

地だからできないという説明が繰り返されるばかりで、一関市道として認定できない理由の説明もなく、水災害が放置されたままとなっております。

そこで、議会において、現行規定や行政の責務、一関市のビジョンに照らして、大所、高所から審議、採択をいただきたく、請願に及びました。

本日は要点を3つに絞り、説明申し上げます。

第1は、告示されている一関市市道認定基準要綱に基づく整備についてであります。

この要綱は、請願書に別紙1として添付させていただいておりますが、平成17年9月20日、第45号として告示されております。

この内容は、市長が一関市道として認定する場合を定めておりますが、13の形態について認定するとして、(1)から(10)までは、個別具体的な道路の形態に限定して規定し、(11)では、市長が公益上必要と認めた道路で、一定の要件を満たす道路を一関市道とするものとしております。

(12)では、何らの条件もつけずに、市長が公益上必要と認めた道路も、一関市道に認定すると規定しております。

近年、線状降水帯等による集中豪雨が全国で発生しており、6月11日には盛岡において1時間に100ミリメートルを越す降雨があり、本県も例外ではありません。

本請願は、緊急的対応が必要な水災害が降雨の都度発生しており、放置、看過できるものではないことから、この(12)の規定を根拠として、市長が市道と認定した上、道路法第8条第2項に基づき、市議会の議決を経て、対策を講じていただくよう請願するものであります。

第2は、私道整備に対する助成制度の創設による整備についてであります。

私どもの調査では、全国、あるいは岩手県の一部において、私道の整備を市町村の助成制度によって実施していることが明らかになっております。

地域住民の身近で深刻な問題を解決するすばらしい制度と思いますが、道路管理課長から、制度の存在は知っている、一関市ではそのような制度はない、制度策定の予定もないと回答を頂いております。

これは、全国や本県先進地の実態を精査した上での、一関市として総合的な検討を踏まえての回答ではなく、市民生活の基盤をなす道路管理の行政責任者として責務を果たしていないと言わざるを得ません。

つきましては、議会におきまして、一関市当局に対し、全国照会や国土交通省からの情報提供を受けるなどして、実態を把握し、前向きに検討して、一関市として実現可能な制度を創設して、道路整備が図られるよう働きかけていただきたく請願いたします。

また、この助成制度は、土地所有者から用地提供を受けることができない場合において、公共的役割を果たす、私道整備に不可欠の手法と認められますので、議会としても先進地視察を行うなどして、その実現に御尽力をお願いいたします。

委員長 : 参考人に申し上げますが、請願の内容を見ますと発言が請願の趣旨とちょっと外れていきますので、請願の内容に沿った形での御説明をお願いしたいと思います。

ただいまの市道認定基準の見直し等というのは、請願の趣旨とちょっと外れておきますので、前提となるものは、もともと個人宅への雨水の流入防止措置をとってほしいということと、上記に不可欠な住宅団地内私道の一体的整備というような請願内容でございますので、その内容に絞って御説明をお願いしたいというように思います。

私道に対する助成制度というようなことについては請願の趣旨に入っておりませんので。

参考人。

参考人 : 参考として書いてあると思うのですが。

委員長 : あくまでも、請願の件名と請願趣旨と外れる内容については、また別な組立てでの内容になりますが、あくまでも私どもの受けた、現地でのお話等につきましては、雨水の個人宅地内の流入防止措置と上記に不可欠な住宅団地内私道の一体的整備というような、大きく分けると2つの項目に対する請願の趣旨になっておりますので、それに沿った形での現状については現地でお聞きしたのですけれども、さらに何か説明したいというお話でしたので、今回はそういう形で今、確認としておいでいただいて説明を受けているわけですけれども、内容を聞くとちょっとずれているような。

要するに私道認定基準を見直ししてほしいとか、私道に対する助成措置制度を創設してほしいというようなお話になっていると思いますので、そこ今回の請願の出された内容とちょっと、ずれがありますので、その辺ちょっと留意して、引き続き説明をお願いしたいと思います。

参考人。

参考人 : 分かりました。

では引き続き説明をします。

委員長 : 同じ内容であれば、あれですけれども、私道の助成制度をつくってほしい等というのと請願の内容が異なっていますので、同じような組立てでお願いします。

参考人。

参考人 : ちょっとすみません、相談してよろしいでしょうか。

委員長 : では休憩します。

(休憩 15:22~15:23)

委員長 :再開します。
参考人。

参考人 :続けさせていただきます。
今のは実現するための具体的な方策の説明を…

委員長 :そうすると確認しますけれども、現に、その制度なり助成制度がないと、この請願の趣旨は実現しないという認識での請願ですか。
制度がなければ、この雨水個人宅の流入防止装置とか一般宅地内の、要するに私道の一体的整備はできないものだという前提でのお話だということで捉えていいですか。
参考人。

参考人 :ちょっといいですか。
また相談して。

委員長 :暫時休憩します。

(休憩 15:24~15:56)

委員長 :再開いたします。
御説明ありがとうございました。
それでは、質疑を行います。
発言の際は挙手の上、委員長が指名した後に発言をお願いいたします。
岡田委員。

岡田委員 :本日はお疲れさまです。
今回の請願に当たって、同じような内容の陳情が当局にも提出されているということをお伺いしております。
それでその時の説明について、私たちも後からお話を伺ったのですが、その時にちょっと気になったことがあって、説明をしたけれども、請願者の方々は、まだ満足していないようだということだったので、改めてその時の感想といえますか意見を伺いたいと思います。

委員長 :参考人。

参考人 : すみません、ちょっと分からないです、質問の意味が。

委員長 : 岡田委員。

岡田委員 : 陳情を当局の方にも出して、担当課、市の方に同じような内容の請願を出したということで、説明を受けているというお話だったので、その時の感想というのを改めて、せっかくなので当事者から感想を私達は聞いておきたいと思いましたので質問しました。

委員長 : 参考人。

参考人 : ちょっと相談していいですか。

委員長 : 参考人に申し上げます。
今日は参考人の方のあれです。
相談して答える話ではないと思いますので、参考人答えてください。
参考人。

参考人 : ごめんなさい。
質問の意図が分かりません。

委員長 : 岡田委員、もう一度。

岡田委員 : 私たちの産業建設常任委員会で説明を受けたのは、4月25日付の陳情内容に対しての対応状況ということで、要望の滝沢字鶴ヶ沢地内の住宅団地内の私道の雨水について流入防止対策について、民有地であるということで、所有者、使用者での対応をお願いしたところ納得してもらえなかったというお話を、この常任委員会の中で担当課から聞いたので、具体的にどういうところが納得できなかったかというところをお話ししていただければいいかと思います。

委員長 : 参考人。

参考人 : 私有地と言っても、みんなで使っているのが公共道路になると思うのですけれども。
私有地なのでできません、できませんばかりだったので、私たちは納得していません。
何軒も家があって、みんなで通っているのが、公共道路と思っています。

委員長　：岡田委員。

岡田委員：議会活動をしていると、私道に対して、私はじめ、皆さんもですけれども私道に対してのいろいろな相談を受けているところで、私有地を先ほどの説明の中にも市道に格上げしてほしいという内容もございました。

私道を市道に格上げするとき、大きな困難な点というのはどういうところだと思っているのか。

委員長　：参考人。

参考人　：大きな困難な点というよりも、住んでいる人たちの、住民の立場になって考えてくださればいいのではないのでしょうか。

委員長　：岡田委員。

岡田委員：一応、市としてはルールがあって、資料にも添付されている市道認定基準の要綱があって、それが大きな壁になっているのです。

私としては、やはりこれが一関市は厳しいのではないかというように思っているのです、具体的にこれが大きな壁だというように思っていて、これを全くなくすわけにはいかないのです、この中でどういうところが問題だというように思っているのかお聞かせいただければと思います。

委員長　：参考人。

参考人　：12番目の、市長が公益上必要と認めた道路というところで認めてくれればいいのではないのでしょうか。

大きな壁大きな壁と、ずっと読んでいても一番最後に市長のこの言葉、これで解決するのではないですかと思いますが。

委員長　：岡田委員。

岡田委員：12番のところも、要望があって全部これに入れば問題ないと私も思うのですけれども、やはり自治体としてそういうようにはなっていないというのが、大きな障害になっていて、例えば、(11)のところ私道で市長が公益上必要なものと認めた道路の要件というのがあります。

ここが私としては厳しいのではないかというように思っているのですけれども、この点についての要望というのはないのでしょうか。

委員長 : 参考人。

参考人 : 矛盾していると思います。

11 番で市長が公益上必要と認めた道路で次の条件を満たす道路とあって、12 番に、その他市長が公益上必要と認めた道路と書いてあるので。

委員長 : 休憩します。

(休憩 16:04~16:06)

委員長 : 再開いたします。

齋藤委員。

齋藤委員 : 参考人にお伺いしますが、北側に家が新しく建っていますね。

自宅脇の側溝にその排水が流れるようにパイプを作られましたが、そのことについて新しく家を建てた方と、何かその話とかそういうのはされていますか。

委員長 : 参考人。

参考人 : 一切ありません。

話合いはないです。

委員長 : 齋藤委員。

齋藤委員 : なぜ話合いをされなかったのかというところをお聞かせいただきたいです。

委員長 : 参考人。

参考人 : 出来上がっていました。

気にしないうちにもう出来上がっているの、これで終わりなのですかと聞いたら、そうですと言われました。

委員長 : 齋藤委員。

齋藤委員 : そういように言われたということですが、特に参考人からその相手の方には何か話とか、何かはされたのでしょうか。

委員長 : 参考人。

参考人 : 何もしていません。

委員長 : ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、以上で参考人に対する質疑を終了します。
本日はお忙しい中、ありがとうございました。
休憩します。

(休憩 16:08~16:12)

委員長 : 再開いたします。
次に、意見交換を行います。

委員長 : 千田委員。

千田委員 : 今日は千葉さんから、参考人として御意見を頂いてしっかり整理された3つの自分の意見ということでまとめられたことのお話を聞きました。

途中で委員長のほうから、請願の趣旨とはちょっと違うのではないかということので一時中断して、それで傍聴の方からも、休憩中に様々な意見を聞いたところでございます。

そういう中で、私どもとしてももう一度、本日、参考人のおっしゃったことをしっかりと検討したいと思うので、今日原稿を頂けないかということで本人から了解をもらったところですので、次回までに参考人の本日の意見を各委員がしっかり目を通してきて、今後、請願と、それから請願者の方々の求めている市道に認定してほしいということ、それから私道の整備としての補助要綱を創設してほしいと、そういった内容と請願の趣旨が、どのような形で関連しているのか、そうしないと何か私たちも、ちょっと本当にその請願者の意思とずれたような形で審議をしても、あれだと思しますので、少しお時間をいただいて、次の委員会までにそういったことを各委員が整理して、そして進めるのがよろしいかと思しますので、本日はそういう形で、採決は次回以降にしてほしいと思います。

以上です。

委員長 : ただいま、千田委員から御意見がありました、そのほかにございませんか。
岡田委員。

岡田委員 : 本日の代表の方からのお話があって、一関市の市道認定基準要綱について、確か

に最後にその他市長が公益上必要と認めた道路という部分があるのですが、これに全部入れれば何も問題はないのですが、この間生活相談などで、私道の市道認定というのは、(11) のところで、道路幅が4メートル以上ないから駄目だとか、路面舗装していないから駄目だということで全部はじかれてきたわけです。

今日改めてその(12)があるではないかと言われれば、確かにそうだなというように感じたところで、具体的にどういうものを想定してこの(12)があるのかというのを改めてお伺いしたいと思うのですけれども、当局からの説明を受けたいというように思います。

よろしく申し上げます。

委員長 : ただいま岡田委員から、市道認定基準その他の取扱いについて市ではどのように考え、捉えているのかということ、当局から聞く必要があるのではないかと御意見がありました。それについては御異議なければ次回の委員会で、当局からの御意見も聞くということと、それから先ほど、千田委員からお話がありましたように、今日の参考人のお話を再度確認して次回の委員会で意見交換をするという方向で、よろしいでしょうか。

それでは休憩いたします。

(休憩 16:17~16:17)

委員長 : 再開いたします。

本日の請願第1号の審査についてはこの程度とし、次回6月23日、議会運営委員会終了後に委員会を開き、継続して審査することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決定しました。

以上で、請願第1号、居住地区(団地)における治水に関する請願について、本日の審査を終わります。

以上で、本日予定した案件を終わります。

そのほか何かございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、以上で本日の委員会を終了いたします。

御苦労さまでした。

(閉会 午後4時18分)